

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〇 地力増進法に基づく地力増進地域の指定の解除	一	〇 右同	七
〇 土地改良区の役員の就任届	一	〇 大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	七
〇 道路の指定	二	〇 右同	八
〇 指定居宅サービス事業者の指定	二	〇 右同	八
〇 指定居宅介護支援事業者の指定	五	〇 右同	九
〇 指定介護老人福祉施設の指定	六	〇 奈良県中央卸売市場の関連事業者の募集	一〇
〇 指定介護療養型医療施設の指定	六	〇 開発行為に関する工事の完了	一一
〇 特定非営利活動法人の設立の認証の申請	六	〇 右同	一三
〇 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請	六	〇 特定調達契約に係る一般競争入札の実施	一三

告示

奈良県告示第二百十九号

地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第四条第四項の規定により、次のとおり地力増進地域の指定を解除した。

平成十六年七月二十三日

指定番号	市町村名	地力増進地域
第六一〇一号	天理市	天理市大字柳本、桧垣、海知、渋谷、武蔵及び遠田の区域内の農地

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、瀬南土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年七月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所	北葛城郡広陵町大字南郷九一〇
理事 池田 一尤	〃 大字古寺五六六一
〃 大山 隆雄	〃 大字南郷一〇二二一二
〃 植田 開治	〃 〃 一五二一七
〃 藤山 逸雄	〃 〃 一二四八
〃 速水 善典	〃 〃 一一三七
〃 松本 憲一	〃 〃 一一一九一二
〃 吉田 重二	〃 〃 一〇五九
〃 長谷川 俊雄	〃 〃 一〇一六一二
〃 笹井 保	〃 〃 一二七一
〃 松井 信義	〃 〃 大字古寺三七九
〃 藤本 巧	〃 〃 大字三吉一七八一一
〃 大石 忠彦	〃 〃 大字古寺四〇二
〃 村嶋 達章	〃 〃 〃 三二七
〃 松井 俊明	〃 〃 〃 三二七
〃 堀内 正弘	〃 〃 〃 三二六

監事 藤井 幸一 〃 大字南郷一〇八二
 〃 池田 稔 〃 〃 一〇五八一
 〃 治田 喜代一 〃 大字三吉一七四六一二
 〃 新谷 良直 〃 大字古寺五七八

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 治田 喜代一 北葛城郡広陵町大字三吉一七四六一二
 〃 笹井 保 〃 南郷一〇一六一二
 〃 田村 靖夫 〃 九七五―三
 〃 白記 秀好 〃 九〇七
 〃 住友 惣一郎 〃 八七六
 〃 松井 志 〃 八七二
 〃 植田 開治 〃 一〇二二―二
 〃 長谷川 恵一 〃 一一二七
 〃 長谷川 啓二 〃 一一六〇―三
 〃 堀田 政克 〃 五三五―五
 〃 藤本 巧 〃 大字古寺三七九
 〃 大石 忠彦 〃 大字三吉一七八―一
 〃 吉田 耕治 〃 大字古寺五五一―三
 〃 村田 正廣 〃 〃 三九九
 〃 村嶋 達章 〃 〃 四〇二
 〃 松井 信義 〃 大字南郷一二七一
 〃 米田 亨 〃 〃 一〇五六―二
 〃 松井 俊明 〃 大字古寺三二七
 〃 武村 芳弥 〃 〃 二九〇

奈良県告示第百二十一号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定による道路を次のとおり指定した。

平成十六年七月二十三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類
 - 道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路
- 二 路線名
 - 県道大和高田桜井線
- 三 道路の指定区域
 - 大和高田市大字松塚七五番三及び七五番五から大和高田市大字松塚九〇八番二及び一〇四二番三まで
- 四 道路の幅員 二六・六メートルから三三・三メートルまで
- 五 道路の延長 一七八・一メートル
- 六 指定年月日 平成十六年七月十三日

公 告

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年七月二十三日

奈良県知事 柿本善也

指定居宅サービス事業者の氏名又は名称	指定居宅サービスの名称	事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社ヨシダ	株式会社ヨシダ福祉事業部訪問介護センター	奈良市神殿町三二七―二	訪問介護	平成十六年五月一日
イチエ有限会社	五條市住川町一二六四	イチエ	訪問介護	平成十六年五月一日

人奈良苑	一一五一一	ループホー	一一一四八	共同生活介	日	年五月一
有限会社おいていか	天理市園原町一 九四	グループホームちゃんて	桜井市大福二 三三一六	痴呆対応型 共同生活介	日	年五月一
社会福祉法人仁南会	御所市柏原一五 九四一一	つぶら・す じゃく	御所市柏原七 二一一一	痴呆対応型 共同生活介	日	年五月一
株式会社愛来る	生駒市北新町四 一五六	愛来る	生駒市東松ヶ 丘二一八 森 下ビル一階	福祉用具貸 与	日	年五月一
株式会社イングス	大和郡山市筒井 町五一三	イングステ イサービス センター	磯城郡田原本 町法貴寺四一 七	通所介護	日	年五月二 十日
株式会社体育文化研究所	大阪市阿倍野区 昭和町三一 六四	花つむり介 護サービス センター	奈良市西木辻 町三一	訪問介護	日	年六月一
株式会社火振	奈良市敷島町二 一四九三 一四	訪問介護セ ンターやさ しい手	奈良市敷島町 二一四九三 一四	訪問介護	日	年六月一
有限会社エース介護ステーション	宇陀郡榛原町天 満台東一三 一七	エース介護 ステーション	宇陀郡榛原町 天満台東一 三一七	訪問介護	日	年六月一

吉岡邦典	橿原市八木町二 一二一一八	吉岡医院	橿原市八木町 二二二一八	居宅療養管 理指導	日	年六月一
奈良低温株式会社	天理市庵治町字 カイト九九	デイサービスはばたき 天理	天理市守目堂 町五九	通所介護	日	年六月一
株式会社ケアテック	橿原市醍醐町二 九六一一	ケアテック デイサービス センター よしの	吉野郡大淀町 北野七八一 一〇	通所介護	日	年六月一
有限会社カセイ	奈良市朱雀四一 一一三	介護支援セ ンターわ	奈良市朱雀四 一一三	福祉用具貸 与	日	年六月一
須賀建設株式会社	北葛城郡上牧町 桜ヶ丘三一 一一	須賀建設株 式会社	香芝市白鳳台 二二二一七	福祉用具貸 与	日	年六月一
有限会社GMM総合企画	大和高田市東雲 町一三一二〇	ケアセンタ ーやすらぎ	大和高田市東 雲町一三一二 〇	訪問介護	日	年六月一
有限会社葛タクシー	御所市戸毛九八 三一	くず介護サ ービス	御所市戸毛九 八三一	訪問介護	日	年六月一

株式会社まほろばケアセンター	奈良市大宮町六一 九一一 新大宮ビル	まほろば支援センター	奈良市芝辻町四 一一二一一 シ	平成十六年五月一日
指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日

奈良県知事 柿本善也

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定しました。
平成十六年七月二十三日

株式会社ヤスイプランニング	磯城郡田原本町八田三二八	松下電工エイジフリー介護センター田原本	磯城郡田原本町三笠一六四	福祉用具貸与	平成十六年六月十五日
株式会社サポートサービス	奈良市芝辻町一一二二	サポート介護センター	奈良市芝辻町一一二二	福祉用具貸与	平成十六年六月十五日
有限会社トミミ	奈良市中山町西四一五三五一一九	グループホームとみ	奈良市西千代ヶ丘三一〇一七	共同生活介護	平成十六年六月十五日
有限会社アシストひまわり	橿原市石川町五〇四一一	アシストひまわりデイサービスセンター	橿原市石川町五〇四一一	通所介護	平成十六年六月十五日

有限会社優	五條市田園三一八 一一五	優ヘルパーステーション	五條市田園三一 八一五	平成十六年六月十五日
有限会社健口会介護支援センター	生駒郡平群町椿井七三四一一	健口会介護支援センター	生駒郡平群町椿井七三四一一	平成十六年六月一日
有限会社夢グループ	天理市萱生町七五二	有限会社夢グループ	天理市萱生町七五二	平成十六年六月一日
株式会社体育文化研究所	大阪市阿倍野区昭和町三一六四	花つむり介護サービスセンター	奈良市西木辻町三一	平成十六年六月一日
有限会社ウエルケア南葛	御所市東松本三三四一五〇	ウエルケア南葛	御所市東松本三三四一五〇	平成十六年五月二十日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二一九	アイリスケアセンター橿原	橿原市曾我町七二三四	平成十六年五月二十日
有限会社ハル	北葛城郡上牧町片岡台一一八四	ハル居宅介護支援センター	北葛城郡上牧町片岡台一一八四	平成十六年五月一日
特定非営利活動法人なら人権情報センター	磯城郡田原本町鍵三〇一一一	在宅介護センター菜の花	磯城郡田原本町鍵三〇一一一	平成十六年五月一日
ル三階			テイホームズ六〇三	

社会福祉法人仁南会	御所市柏原一五九四一	さうす国見	御所市柏原一三二〇	平成十六年六月十五日
-----------	------------	-------	-----------	------------

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定しました。

平成十六年七月二十三日

奈良県知事 柿本善也

指定介護老人福祉施設の開設者の名称	指定介護老人福祉施設の開設者の主たる事務所の所在地	指定介護老人福祉施設の名称	指定介護老人福祉施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人仁南会	御所市柏原一五九四一	さうす国見	御所市柏原一三二〇	平成十六年五月一日

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号の規定により、指定介護療養型医療施設を次のとおり指定しました。

平成十六年七月二十三日

奈良県知事 柿本善也

指定介護療養型医療施設の開設者の名称	指定介護療養型医療施設の開設者の主たる事務所の所在地	指定介護療養型医療施設の名称	指定介護療養型医療施設の所在地	指定年月日
医療法人友絃会	北葛城郡上牧町服部台五一二一一	医療法人友絃会西大和リハビリテ	北葛城郡上牧町上牧三三三八一六	平成十六年五月一日

院	ーション病
---	-------

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年七月二十三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請のあった年月日
平成十六年七月八日
 - 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 K E N T O
 - 三 代表者の氏名
児島 早苗
 - 四 主たる事務所の所在地
生駒市西松ヶ丘一〇番七号
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、交通事故被害者・家族に対して、事故後に遭遇する様々な事後処理に関する不可欠な情報を提供する事業、凄惨な状況の中でもなすべきことに自らが気づき、また行動することを通し立ち直れるよう促し、周囲の協力を得る重要性を認識させるよう支援する事業、及び一般社会と交通事故被害者間の交流をはかり、被害者が置かれる現状への認識育成に関する事業等を行うことにより相互の協力と理解を促し、国家的問題である交通事故犠牲の抑止を計り、裁判傍聴参加を呼びかけ、法治国家の一員としての基本的社会教育の推進に寄与することを目的とする。
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
- なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年七月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年七月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はつとねつと

三 代表者の氏名

伊藤 満

四 主たる事務所の所在地

奈良市大安寺一丁目二三番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良県において「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育のための国連十年奈良県行動計画」、「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」などの趣旨にのっとり、広く奈良県民に対して、人権の擁護・平和の維持等に関する啓発や社会教育等の事業を行い、すべての人の人権がさまたげられることのないまちづくりの推進を通じて、人権の確立と差別の撤廃、男女共同参画社会の形成、子どもの健全育成、情報化社会の発展及び環境の保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年七月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年七月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人宅老楽楽

三 代表者の氏名

箕輪 郁子

四 主たる事務所の所在地

大和高田市神楽三丁目七番一六号

五 定款に記載された目的

この法人は、大和高田市内とその隣接する地域で、おおむね六十歳以上の軽痴呆の方、要介護の方を対象に居宅介護サービス提供に関する事業を行うことにより、高齢者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持並びにその家族の過重な身体的、精神的負担の軽減を図ることによって、高齢者福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年七月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年七月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人五條市視覚障害者福祉協会

三 代表者の氏名

石山 岩次郎

四 主たる事務所の所在地

五條市須恵二丁目一番一〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良県五條市に在住する市民に対し、文化と福祉に関する事業を行うことにより、社会福祉に関する理解を一層深めるとともに、特に奈良県内に住む視覚障害者のため身体障害者福祉法による居宅介護事業及びデイサービス事業を行うことにより社会参加と自立を支援することにより共生できる社会づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年七月二十三日から同年十一月二十四日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年七月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ檀原真菅店

所在地 檀原市北妙法寺町五五五番地の一他

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）オーストリート北妙法寺

（変更後）オークワ檀原真菅店

三 届出年月日

平成十六年七月五日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十六年七月二十三日から同年十一月二十四日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年七月二十三日から同年十一月二十四日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年七月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ライフ御所ショッピングセンター

所在地 御所市東松本一九〇

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の所在地

（変更前）御所市字地蔵一九〇番地他

（変更後）御所市東松本一九〇

三 届出年月日

平成十六年六月二十八日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十六年七月二十三日から同年十一月二十四日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年七月二十三日から同年十一月二十四日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年七月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ檀原真菅店

所在地 檀原市北妙法寺町五五五番地の一他

二 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

	位置	台数
変更前	届出書添付図面記載のとおり	四〇一台
変更後	届出書添付図面記載のとおり	三八九台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	位置	数
変更前	届出書添付図面記載のとおり	一〇箇所
変更後	届出書添付図面記載のとおり	九箇所

三 届出年月日

平成十六年七月五日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十六年七月二十三日から同年十一月二十四日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六條第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し

た書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年七月二十三日から同年十一月二十四日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。
平成十六年七月二十三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ライフ御所ショッピングセンター
所在地 御所市東松本一九〇
- 二 変更しようとする事項

駐車場の位置

	位置
変更前	届出書添付図面記載のとおり
変更後	届出書添付図面記載のとおり

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	位置	数
変更前	届出書添付図面記載のとおり	出入口二箇所
変更後	届出書添付図面記載のとおり	出入口二箇所、入口一箇所及び出口一箇所

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
（変更前）午後八時（年間六十日は午後九時）
（変更後）午後九時四十五分
来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 三 届出年月日
平成十六年六月二十八日
- 四 縦覧場所
奈良県商工労働部中小企業課
- 五 縦覧期間
平成十六年七月二十三日から同年十一月二十四日まで
- 六 縦覧時間
午前九時から午後五時まで

奈良県中央卸売市場の関連事業者を次のとおり募集します。

平成十六年七月二十三日

奈良県民部 村本 善也

奈良県中央卸売市場関連事業者募集要領

- 1 関連事業者
この要領において「関連事業者」とは、奈良県中央卸売市場条例（昭和52年4月奈良県条例第1号。以下「条例」といいます。）第30条第1項の知事の許可を受け、県が奈良県中央卸売市場（以下「市場」といいます。）内に設置する店舗において、市場の青果部及び水産物部において取り扱う品目以外の生鮮食料品等の卸売の業務その他の市場機能の充実に資する業務又は飲食店営業その他の市場の利用者に便益を提供する業務を行う者をいいます。
- 2 今回募集する関連事業者の業種、業者数等

業種	主な取扱品目	業者数	備考
総合食品	乾物、インスタントラーメン他	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて220㎡

品名	品名	数量	備考
長	長	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
金物	調理用刃物類	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
練製品	蒲鉾、ちくわ及びびてんぷら	2	店舗面積は、1階及び2階合わせて196㎡と1階及び2階合わせて55㎡
冷凍食品	各種冷凍食品	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
食堂	すし	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて84㎡
クリーニング取次ぎ	クリーニング取次ぎ	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて77㎡
薬・化粧品	家庭薬、漢方薬、化粧品他（一般販売業）	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
日用雑貨	石鹸、洗剤、ちり紙、殺虫剤、衣料及び日用雑貨	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
漆器・陶器	陶磁器、ガラス器、漆器及びメラミン食器	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて84㎡
鳥肉	鶏肉及び加工一式	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡

2階合わせて77㎡

3 申請書類の受付

(1) 日時

平成16年8月18日(水) から同月20日(金) までの午前9時から午後4時まで

(2) 受付場所及び問い合わせ先

大和郡山市筒井町957-1

奈良県中央卸売市場業務課(管理棟2階)

電話 0743-56-7005(直通)

(注) 郵送による申請は、受け付けません。必ず直接ご持参ください。

4 申請者の資格

関連事業の許可申請者が次のいずれかに該当するときは、許可を受けることができません。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法(昭和46年法律第35号)の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。
 - (3) 中央卸売市場の関連事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
 - (4) 法人であってその業務を執行する役員のうち(1)から(3)までのいずれかに該当する者があるとき。
 - (5) 関連事業の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- 5 申請書類
申請しようとする者は、関連事業許可申請書(第1号様式)に別表に掲げる書類を添えて知事に提出してください。
なお、第1号様式及び別表に掲げる第2号様式から第10号様式までは、市場業務課において交付します。
- 6 その他

- (1) 関連事業者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を県に預託しなければなりません。
 - (2) 関連事業者は、条例の定めるところにより、業務上及び施設使用上各種の制限を受け、施設使用料等の負担義務を負います。
 - (3) 同一業種において申請者が複数の場合は、選考します。
- 別表 許可申請書添付書類

申請者が法人の場合	申請者が個人の場合	様式
1 定款		
2 登記簿謄本		
3 貸借対照表(過去2か年)		第2号様式
4 損益計算書(過去2か年)	申請者の営業実績書(過去2か年)	第3号様式
5 販売品目別売上実績書(過去2か年)	申請者の販売品目別売上実績書(過去2か年)	第4号様式
6	申請者の資産調書	第5号様式
7 平成15年度法人事業税納税証明書	平成15年度個人事業税納税証明書及び住民税納税証明書	
8 入場後2年間における事業計画書	入場後2年間における事業計画書	第6号様式
9 株主若しくは出資者又は組合		第7号様式

	員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面		
10	業務を執行する役員の履歴書	申請者の履歴書	第8号様式
11	業務を執行する役員の住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書	申請者の住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書	
12	代表者の印鑑証明書	申請者の印鑑証明書	
13	役員名簿		第9号様式
14	業務を執行する役員が4の(2)及び(3)に掲げる者に該当しないことを誓約する書面	申請者が4の(2)及び(3)に掲げる者に該当しないことを誓約する書面	第10号様式
15	企業の概要及び事業所の所在地を示す書面	申請者の業務概要及び事業所の所在地を示す書面	
16	その他知事が必要と認める書類	その他知事が必要と認める書類	

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十六年七月二十三日

奈良県知事 柿本善也

<p>一 許可番号 平成十六年三月三十日第七二一六六号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月十五日第六〇六三号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 吉野郡吉野町大字橋屋二八四番地ノ二、二八四番地ノ六、二八四番地ノ七及び二八四番地ノ八</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 吉野郡吉野町左曾八二七番地ノ三 米田和代</p>	<p>一 許可番号 平成十六年四月二十二日第七二一一〇号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月十五日第六〇六四号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 香芝市磯壁四丁目四三二番地ノ一及び四三三番地ノ四の各一部</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 香芝市磯壁五丁目一二番地ノ二五 植田保昭</p>
---	--

<p>一 許可番号 平成十六年五月十三日第七四一一二号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月十三日第六〇六〇号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年七月十三日第三八六八号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 大和高田市大字市場三七四番地ノ一、三七四番地ノ二、三七五番地、三七六番地ノ一、三七六番地ノ四、三七七番地、三七八番地ノ一、三七八番地ノ四の各一部及び三七四番地ノ四</p>
--

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市幸町一二番地ノ四三

株式会社井村工務店 代表取締役 井村和弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字市場三七四番地ノ一、三七四番地ノ二、三七五番地、三七六番地ノ一、三七六番地ノ四、三七七番地、三七八番地ノ一、三七八番地ノ四、三七四番地ノ四の各一部

公園 大和高田市大字市場三七六番地ノ一、三七六番地ノ四の各一部

下水道 大和高田市大字市場三七四番地ノ一、三七四番地ノ二、三七五番地、三七六番地ノ一、三七七番地、三七八番地ノ一、三七四番地ノ四の各一部

一 許可番号

平成十六年六月二十一日第七四一四四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月十三日第六〇六一号

三 開発区域に含まれる地域

大和高田市大字曾大根一一三番地、一一四番地、一一五番地、一一七番地ノ一及び一一〇番地の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市高一四二番地

朝日商事株式会社 代表取締役 中谷勝

一 許可番号

平成十六年六月二十九日第七二一一七八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月十三日第六〇六一号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡三郷町信貴山東二一五七番地ノ八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市四条町九一二番地二〇一号

福田多介彦

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。平成十六年七月二十三日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十五年十月二日郡土第二四一二六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月九日郡土第三八一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年七月九日郡土第一一六号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市鹿畑町一一五九番地ノ一、一一五九番地ノ五、一一五九番地ノ六、一一五九番地ノ七及び一一五九番地ノ八並びに鹿ノ台西一丁目一六番地ノ八、一六番地ノ一一及び一七番地ノ一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市鹿畑町一二四八番地

白川久一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市鹿畑町一一五九番地ノ一並びに鹿ノ台西一丁目一六番地ノ八及び一六番地ノ一一

下水道 生駒市鹿畑町一一五九番地ノ一の一部並びに鹿ノ台西一丁目一六番地ノ八及び一六番地ノ一一の各一部

物品等の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成16年7月23日

奈良県知事 柿本善也

<p>第1 競争入札に付する調達の内容</p> <p>1 入札物件</p> <p>指紋情報管理システムの借入れ</p> <p>2 入札物件の数量及び特質</p> <p>指紋情報管理システム 一式</p> <p>3 借入期間</p> <p>平成17年1月1日から平成17年3月31日まで</p> <p>4 納入場所</p> <p>奈良市登大路町80番地 奈良県警察本部</p> <p>5 入札方法</p> <p>入札は、1か月当たりの借入金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>次に掲げる(1)から(5)までに該当する者が、この入札に参加することができます。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。</p> <p>(3) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目01の賃貸業務に登録している者であること。</p> <p>なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県出納局総務課国費用度グループ（奈良県庁 主棟1階） 電話番号 0742-22-1101 内線4718</p> <p>(4) 過去2年間に国又は地方公共団体とこの公告と種類及び規模をほぼ同じくする</p>	<p>契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。</p> <p>(5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であって、かつ、当該借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明できる者であること。</p> <p>第3 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p> <p>〒630-8578 奈良市登大路町80番地 奈良県警察本部警務部会計課調度係（県庁分庁舎1階） 電話（代表）0742-23-0110 内線2244</p> <p>2 入札説明会の日時及び場所</p> <p>平成16年8月4日 午後3時 奈良県警察本部聴聞室（県庁分庁舎1階）</p> <p>3 入開札の日時及び場所</p> <p>平成16年9月15日 午後3時 奈良県警察本部聴聞室（県庁分庁舎1階）</p> <p>4 郵便による入札</p> <p>入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「指紋情報管理システム一式の借入れに係る入札書」と朱書して、入開札日の前日までに到着するようにしてください。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金 免除します。</p> <p>3 契約保証金 免除します。</p> <p>4 入札者に要求される事項</p> <p>(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)</p>
--	---

<p>及び5)に関し、調達物品適合規格承認申請をするとともに、調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績証明書及び確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。</p> <p>なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県警察本部から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。</p> <p>(2) この提出資料に基づき第2の(4)及び5)に該当すると認められる者を落札対象者とします。</p> <p>(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>5 入札の無効</p> <p>この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>6 契約書作成の要否</p> <p>要しません。</p> <p>7 落札者の決定方法</p> <p>予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>8 調達手続の停止等</p> <p>この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。</p> <p>9 手続における交渉の有無</p> <p>有（入札説明書で示す調達物品適合規格承認申請の手続が必要です。）</p> <p>10 その他</p> <p>詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第5 Summary</p> <p>1 Nature and quantity of the services to be procured : Fingerprints information management system 1 set.</p>	<p>2 Time Limit of Tender (by hand) : September 15, 2004 3:00 p.m.</p> <p>3 Time Limit of Tender (by mail) : September 14, 2004</p> <p>4 Contact point for the notice : The supplies section, Finance Division, Administration Department, Nara Prefectural Police Headquarters [Nara Prefectural Government Office, Annex 1F] 80 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8578 JAPAN TEL 0742-22-0110(ext. 2244)</p>
--	---

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。